

証券コード 3692

令和7年6月11日

(電子提供措置の開始日：令和7年6月4日)

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
株式会社FFRIセキュリテイ
代表取締役社長 鵜飼 裕 司

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.ffri.jp>
(上記ウェブサイトにアクセスしていただき、メニューより「IR・PR情報お知らせ」「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「FFRI」又は「コード」に当社の証券コード「3692」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和7年6月25日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

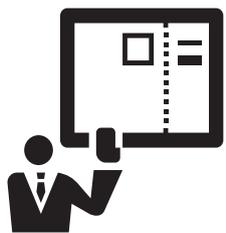
敬 具

記

1. 日 時 令和7年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエアカンファレンス
イーストタワー2階 Room A
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第18期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第18期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 - 第3号議案 会計監査人選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を行使できる株主以外の方は、ご入場いただけませんのでご注意ください。（お身体の不自由な方の同伴等は除きます。）
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載しておりますインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

令和7年6月26日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

令和7年6月25日(水曜日)
午後6時30分到着分まで



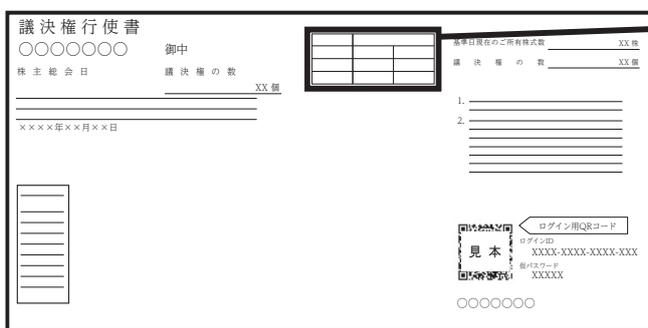
インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

令和7年6月25日(水曜日)
午後6時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書
御中
株主総会日
議決権の数
議決権の数
1.
2.
見本
ログイン用QRコード
ログインID
パスワード
〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

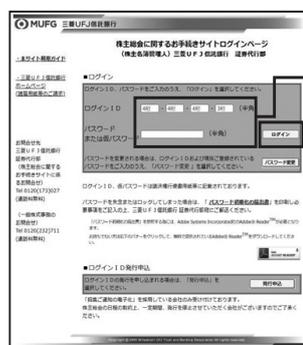


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるサイバー・セキュリティ業界は、政府機関や、金融機関、交通機関等の重要インフラ企業に対するサイバー攻撃が相次ぎ発生した他、引き続きランサムウェアによる被害も拡大しており、サイバー脅威の増大傾向が続いています。政府においては、セキュリティ・クリアランス制度の整備や、サイバー安全保障大臣の新設、NISC（内閣サイバーセキュリティセンター）の発展組織の組成決定、能動的サイバー防御に関する法案の整備など、政策の制定・整備が急速に進みました。さらに、経済産業省が取りまとめたサイバーセキュリティ産業振興戦略では、国内サイバーセキュリティ産業及び技術基盤を強化する方針が示される等、防衛三文書に示された「サイバー防衛能力を欧米主要国と同等以上に強化する」という目標の実現に向けて、官民が一層連携するための政策が提示されるなど、課題解決のための抜本的な政策や体制強化が進められています。

このような環境の中、当連結会計年度の経営成績は以下のとおりとなりました。

なお、当社ではサイバー・セキュリティ事業における販売区分を顧客の分類別に「ナショナルセキュリティセクター」、「パブリックセクター」、「プライベートセクター」の3区分としておりましたが、近年注力を進めている安全保障の領域が拡大しており、顧客の属性が複雑に入り混じる案件が増加していることから、明確に区分をすることが困難となりつつあります。そのため、サイバー・セキュリティ事業の販売区分を、「セキュリティ製品」、「ナショナルセキュリティ・サービス」、「その他セキュリティ・サービス」に変更いたします。

各販売区分における分類内容は以下のとおりです。

販売区分	分類内容
セキュリティ製品	FFRI yaraiなどのセキュリティ製品
ナショナルセキュリティ・サービス	安全保障関連のセキュリティ・サービス
その他セキュリティ・サービス	安全保障以外のセキュリティ・サービス

○サイバー・セキュリティ事業

(セキュリティ製品)

FFRI yaraiシリーズの販売におきましては、当社製品を積極的に販売する戦略的販売パートナーとの連携強化及び、OEM販売が好調に推移した結果、法人向け・個人向けともに前年を上回って推移しました。また、マルウェア自動解析ツールFFRI yarai Analyzerの契約ライセンス数も増加しております。

この結果、当連結会計年度におけるセキュリティ製品の売上高は1,213,880千円（前連結会計年度比48.2%増）となりました。

(ナショナルセキュリティ・サービス)

ナショナルセキュリティ・サービスにおきましては、防衛省を含む官公庁及び防衛産業向けに安全保障関連のセキュリティ調査・研究・分析・教育等のサービスを請け負い提供しております。当社グループにおきましては、経済安全保障重要技術育成プログラム関連案件や、NICTの推進する実証事業のサポート等、引き続き需要が拡大している安全保障関連の案件を実施しました。

この結果、当連結会計年度におけるナショナルセキュリティ・サービスの売上高は944,388千円（前連結会計年度比16.1%増）となりました。

(その他セキュリティ・サービス)

その他セキュリティ・サービスにつきましては、エンジニアのリソースをナショナルセキュリティ・サービスに集中しているため受注が限定されております。当連結会計年度におきましては、法人向けにセキュリティ調査や情報提供サービスを中心に実施しました。

この結果、当連結会計年度におけるその他セキュリティ・サービスの売上高は429,711千円（前連結会計年度比23.5%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度におけるサイバー・セキュリティ事業の売上高は2,587,980千円（前連結会計年度比30.7%増）となりました。

○ソフトウェア開発・テスト事業

ソフトウェア開発・テスト事業におきましては、一部案件の解約によりやや減収となりましたが、利益面への影響は軽微なものとなりました。また、品質保証業務を中心に新規顧客の開拓及び既存案件における単価の向上に取り組んでおります。

この結果、当連結会計年度におけるソフトウェア開発・テスト事業の売上高は451,465千円（前連結会計年度比3.2%減）となりました。

その他、株式会社エヌ・エフ・ラボラトリーズにおきましては、案件増加に伴い人材の確保・育成を進めている他、教育・研修及び調査・テストなどの案件を中心に実施した結果、持分法による投資利益43,694千円（前連結会計年度比25.3%増）を計上しております。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高3,039,446千円（前連結会計年度比24.2%増）、営業利益817,002千円（前連結会計年度比64.1%増）、経常利益880,538千円（前連結会計年度比62.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益687,022千円（前連結会計年度比59.0%増）となりました。

② 設備投資の状況

当社グループでは、情報セキュリティに対する新たな脅威に対応するため、開発環境の整備を中心とした設備投資を実施しております。当連結会計年度における設備投資額は61,068千円であり、その主な内容は、パソコン及びサーバー等の開発機器の購入等23,691千円、販売目的ソフトウェアの開発等として19,182千円、自社利用ソフトウェアの開発及び購入等として2,268千円、横須賀事務所の改装工事等の費用4,611千円等であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (令和4年3月期)	第 16 期 (令和5年3月期)	第 17 期 (令和6年3月期)	第 18 期 (当連結会計年度) (令和7年3月期)
売 上 高 (千円)	1,779,344	1,952,752	2,446,904	3,039,446
経 常 利 益 (千円)	156,236	247,404	540,929	880,538
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	120,978	187,279	432,173	687,022
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	14.96	23.60	54.64	86.86
総 資 産 (千円)	2,453,912	2,627,637	3,381,074	4,310,807
純 資 産 (千円)	1,723,396	1,749,153	2,181,230	2,788,963
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	213.56	221.14	275.77	352.60

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (令和4年3月期)	第 16 期 (令和5年3月期)	第 17 期 (令和6年3月期)	第 18 期 (当事業年度) (令和7年3月期)
売 上 高 (千円)	1,487,790	1,531,305	1,980,553	2,587,980
経 常 利 益 (千円)	115,378	185,798	476,092	812,870
当 期 純 利 益 (千円)	89,564	135,768	381,334	629,947
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	11.07	17.11	48.21	79.64
総 資 産 (千円)	2,345,972	2,463,191	3,144,938	4,044,789
純 資 産 (千円)	1,648,693	1,622,939	2,004,178	2,554,835
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	204.30	205.18	253.38	323.00

(3) 重要な子会社及び関連会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社シャインテック	12,000千円	100%	ソフトウェアに関する開発・テストなど

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社エヌ・エフ・ラボラトリーズ	200,000千円	40%	サイバー・セキュリティに関する教育・研修の実施、研究開発など

会社名	基金	当社の議決権比率	主要な事業内容
一般社団法人サイバーリサーチコンソーシアム	480,000千円	—	サイバーセキュリティに関する技術研究開発、調査、分析及び企画など

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

(研究開発)

IT技術が日々進歩する中、同時にサイバー脅威も高度かつ巧妙なものとなっております。また、近年では政府や重要インフラ提供者への打撃を目的としたサイバー攻撃が行われるなど、サイバー脅威が安全保障へ与える影響も強まっています。当社グループでは、すでに市場ニーズの存在する製品・サービスを開発するニーズ型の研究開発と併せて、市場ニーズを予測し、掘り起こすシーズ型の研究開発の他、セキュリティ・サービス案件の受注を通じて、安全保障上の課題を解決する革新的技術の研究開発を行っております。今後においても、セキュリティ技術は常に進歩していることから、当社は最新技術の獲得のための研究開発の強化に取り組んでまいります。

(人材の確保と育成)

当社グループが今後成長するに当たり、優秀な技術者を中心とした人材の確保と育成は重要な課題となっております。このため、当社グループでは給与水準の見直しや、成果を基準とした公正な評価制度の維持など、継続的な人事制度の見直しを実施しているほか、充実した社内教育制度の提

供など、優秀な人材の採用と併せて、技術者を育成することにより全体の技術レベルの底上げに取り組んでいます。また、オフィス環境や安全衛生などの労務環境の整備を継続し、従業員のエンゲージメントを高めるための諸施策を実行してまいります。

(ブランディング)

当社グループはサイバー安全保障の領域に注力しており、顧客となる政府・官公庁、防衛関連組織などからは、高度な技術力と広範なリサーチ能力を持ったサイバー・セキュリティの研究開発を行う日本発の企業としての信頼を得ていると認識しております。

現在、国内でサイバー・セキュリティの研究開発を行っている企業は一握りであり、製品開発を志向する企業は更に少ないため、日本発のサイバー・セキュリティ企業として差別化を図り、サイバー安全保障の領域で更なる成長を実現してまいります。また、顧客とともに安全保障上の課題と真摯に向き合い、革新的な技術で乗り越えていくことで、サイバー安全保障のリーディングカンパニーとしての訴求力を高めてまいります。

(内部管理体制の強化)

当社グループは、更なる事業拡大と企業価値の向上には、業務運営の効率化や、リスク管理のための内部管理体制やコンプライアンス順守体制の強化が重要な課題であると認識しております。今後も引き続き、急速な事業の展開や拡大、外部環境の変化、技術革新等に迅速に対応するため、適正かつ強固な内部管理体制の構築に取り組んでまいります。

(情報資産に関する管理体制)

当社グループは、ユーザーのセキュリティシステムに関する情報や社内で使用する検体用マルウェア等の機密情報を扱う場合があるため、情報管理体制を継続的に強化していくことが重要であると考えています。現在においても、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格「ISO/IEC 27001:2022」※の認証を取得し、情報セキュリティ方針を策定したうえで情報資産を管理している等、万全の注意を払っていますが、今後も社内体制や管理方法の強化を図ってまいります。

※ ISO/IEC 27001:2022 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) を構築することを目的に、その構築に必要な要求事項や管理策などを記載した国際規格。

(5) 主要な事業内容 (令和7年3月31日現在)

サイバー・セキュリティの研究、セキュリティ製品の開発及び販売コンサルティング及び研修。

(6) 主要な営業所 (令和7年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

名 称	所 在 地
本社事務所	東京都千代田区
横須賀ナショナルセキュリティR&Dセンター	神奈川県横須賀市

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社シャインテック	神奈川県川崎市多摩区

(7) 使用人の状況 (令和7年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
サイバー・セキュリティ事業	151 (1) 名	17名増 (1)
ソフトウェア開発・テスト事業	64 (-) 名	1名減 (-)
合 計	215 (1) 名	16名増 (1)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
151 (1) 名	17名増 (1)	37.8歳	5.0年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (令和7年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (令和7年3月31日現在)

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 24,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 8,190,000株 |
| ③ 株主数 | 10,985名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
鵜飼裕司	1,942,000株	24.55%
金居良治	1,441,600	18.23
田中重樹	170,000	2.15
株式会社SBI証券	127,800	1.62
楽天証券株式会社	125,000	1.58
JPMorgan証券株式会社	65,094	0.82
BOFAS INC SEGREGATED ACCOUNT	58,900	0.74
永田哲也	53,000	0.67
石山智祥	47,000	0.59
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCOUNTS M I L M F E	37,990	0.48

- (注) 1. 当社は自己株式を280,378株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式(280,378株)を控除して計算しております。
3. 上記鵜飼裕司氏の所有株式数には、令和3年3月16日付で締結した管理信託契約に伴い株式会社SMBC信託銀行が保有している株式数(令和7年3月31日現在600,000株)を含めて表記しております。
4. 上記金居良治氏の所有株式数には、令和4年6月30日付で締結した管理信託契約に伴い株式会社SMBC信託銀行が保有している株式数(令和7年3月31日現在600,000株)を含めて表記しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (令和7年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鵜飼裕司	
専務取締役	金居良治	最高技術責任者、ナショナル・セキュリティ事業本部長
常務取締役	田中重樹	最高財務責任者、経営管理本部長
取締役	川原一郎	事業開発及びyarai事業担当、事業開発本部長
取締役	梅橋一充	製品開発本部長
取締役(監査等委員)	平山孝雄	UiPath株式会社 通信・公共営業本部顧問 株式会社ゼロゼロワン 顧問
取締役(監査等委員)	松本勉	横浜国立大学 上席特別教授 国立研究開発法人産業技術総合研究所 サイバーフィジカルセキュリティ研究センター 研究センター長
取締役(監査等委員)	山口功作	合同会社側用人 代表社員 xID株式会社 社外取締役
取締役(監査等委員)	中山泰秀	学校法人追手門学院 名誉理事 追手門学院大学 客員教授 ブリガム・ヤング大学 ハワイ校 客員教授

- (注) 1. 取締役(監査等委員)平山孝雄氏、松本勉氏、山口功作氏及び中山泰秀氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役(監査等委員)平山孝雄氏、松本勉氏、山口功作氏及び中山泰秀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役及び管理職従業員等、並びに当社子会社の取締役、監査役及び管理職従業員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することとなる、職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償請求金及び争訟費用等の損害が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないうようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令等に違反することを認識しながら行った行為などの場合には補填の対象としないこととしております。

③ 取締役の報酬等

(イ) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は令和3年2月10日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

i. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本方針において同じ）の報酬は、固定金銭報酬のみを支払うこととし、個々の取締役の報酬額の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

ii. 個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、毎月支給する定額の固定金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

iii. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は固定金銭報酬のみで構成され、固定金銭報酬が個人別の報酬等の額の全部を占めるものとする。

iv. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、その具体的内容を決定するものとする。

(ロ) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報 酬 等 の 総 額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非 金 銭 報 酬 等	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	83,400 (-)	83,400 (-)	- (-)	- (-)	5名 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	19,483 (16,650)	19,483 (16,650)	- (-)	- (-)	5 (4)
合 計 (うち社外取締役)	102,883 (16,650)	102,883 (16,650)	- (-)	- (-)	10 (4)

- (注) 1. 上表には、令和6年6月26日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員)1名(うち社外取締役0名)を含んでおります。
2. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役(監査等委員を除く。)の金銭報酬の額は、平成30年6月27日開催の第11回定時株主総会において、年額2億5千万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は5名です。
4. 取締役(監査等委員)の金銭報酬の額は、令和2年6月25日開催の第13回定時株主総会において、年額5千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は4名です。

④ 社外役員に関する事項

(イ) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役(監査等委員)平山孝雄氏はUiPath株式会社 通信・公共営業本部 顧問及び株式会社ゼロゼロワン 顧問であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役(監査等委員)松本勉氏は横浜国立大学 上席特別教授及び国立研究開発法人産業技術総合研究所 サイバーフィジカルセキュリティ研究センター 研究センター長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

- ・取締役（監査等委員）山口功作氏は合同会社側用人 代表社員及びxID株式会社 社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）中山泰秀氏は学校法人追手門学院 名誉理事、追手門学院 大学 客員教授及びブリガム・ヤング大学 ハワイ校 客員教授であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 平山孝雄	当事業年度に開催された取締役会14回のうちすべてに、また、監査等委員会14回のうちすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、ナショナルセキュリティにおける情報通信分野の豊富な経験と実績に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び議案審議に必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 松本勉	当事業年度に開催された取締役会14回のうちすべてに、また、監査等委員会14回のうちすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、長年の情報工学研究で培った深い知識と幅広い知見に基づき、専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び議案審議に必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 山口功作	当事業年度に開催された取締役会14回のうちすべてに、また、監査等委員会14回のうちすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、会社経営の経験を含む豊かな経験と、情報通信分野における実績に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び議案審議に必要な発言を行っております。

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 中山泰秀	当事業年度に開催された取締役会14回のうちすべてに、また、監査等委員会14回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、外交・ナショナルセキュリティ分野における豊富な経験と実績に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び議案審議に必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の定めに基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(ハ) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である平山孝雄氏、松本勉氏、山口功作氏及び中山泰秀氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1千万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 アスカ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積り等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い、さらに過去の報酬実績等と比較検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条に定める会計監査人の解任の他、会計監査人が職務を適正かつ適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が令和7年1月17日付けで発表した懲戒処分等の内容の概要

(イ) 処分対象 アスカ監査法人

(ロ) 処分の内容

・ 6か月の業務の一部停止（契約の新規の締結に関する業務の停止）

（令和7年1月20日から令和7年7月19日まで）

・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

(ハ) 処分の理由 監査法人の運営が著しく不当と認められたため

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 取締役及び使用人は、当社グループにおける企業倫理の確立ならびに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「コンプライアンス規程」を遵守します。

(ロ) 内部監査において各部門における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。

(ハ) 取締役及び使用人は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告します。

② 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程及び情報管理規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的記録により適切に保存及び管理を行います。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については「リスク管理規程」に基づき、効果的かつ総合的に実施します。

また、各部署において定期的なミーティングを実施し、業務の進捗やリスクの対策又は未然防止に関する報告及び検討を行い、必要に応じて取締役会に報告される体制をとっております。また、内部監査を実施し、リスク管理体制の評価を行うとともに、潜在的なリスクの発生状況を監査します。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

(イ) 当社は、取締役会を原則として毎月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要事項について審議・決定するとともに、業務の進捗やリスクに関する事項について審議・評価を行いま

す。

(ロ) 当社は、取締役の職務の執行の効率性を確保するため、中期経営計画・年度予算を策定し、その進捗状況を月次で取締役会に報告します。

(ハ) 当社は、意思決定事項についての決裁方法、決裁者を定めた職務権限規程及び、各組織の業務分掌を定めた組織職務分掌規程を策定し、業務執行の範囲及び責任を明確化します。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ) 当社は子会社の経営内容を的確に把握するため、当社内に子会社担当部署を設置し、子会社から月次報告その他必要事項について定期報告を実施します。

(ロ) 当社は、当社グループ内における取引の価格について、適正な基準を設定します。

(ハ) 当社の監査等委員会は、当社子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けます。

⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

i. 監査等委員会は、必要がある場合は、内部監査担当者に監査業務を補助するよう命令することができます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、特段の事情がない限りこれに従うものとします。

ii. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査補助業務については、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けないものとします。また、当該使用人の人事考課、人事異動及び懲戒処分は、監査等委員会の同意を得た上で行うこととします。

iii. 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとします。

(ロ) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- i. 取締役及び使用人は、法令、定款等に違反する恐れのある事実、当社グループに著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときは、監査等委員会に直ちに報告します。
- ii. その他の事項に関して、監査等委員会から報告を求められた場合は、取締役及び使用人は遅滞なく監査等委員会に報告します。
- iii. 監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とします。

(ハ) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

- i. 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
- ii. 監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査等委員会のための顧問とすることを求めた場合、当社は、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。
- iii. 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けます。

(二) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会、内部監査部門及び監査法人は、必要に応じて相互に情報又は意見の交換を行うなど連携し、監査の実効性の向上を図ります。

⑦ その他

反社会的勢力排除のための体制

当社グループは、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他の一切の関係を持たない社内体制を整備します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

当社は、取締役会の決議により内部統制システムの基本方針を決議しております。当社の内部統制システム全般につきましては、当該基本方針に基づき内部監査責任者がモニタリングし、整備・運用状況の改善に努めております。

② コンプライアンス

当社は、当社における企業倫理の確立並びに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「コンプライアンス規程」を遵守しております。

③ リスク管理体制について

当社は、リスク管理について必要事項を定めたリスク管理規程を整備し、リスク管理体制の構築・運用を行っております。また、当社を取り巻く環境の変化を考慮し、リスク管理体制及び運用は適宜見直しを行い、取り組んでおります。

④ 取締役の職務執行について

当社は、毎月1回取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時の取締役会を開催しており、法的決議事項及び経営方針等の経営に関する重要事項や業務執行の意思決定を行うほか、取締役の業務執行状況について監督しております。

⑤ 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員の取締役会への出席及び取締役、使用人からのヒアリングを通じて当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。また、監査等委員会に報告したことを理由とした、不利な取扱いを受けることのないよう監査等委員は十分な配慮を持った対応を行い、情報収集に努めております。監査等委員会がその職務を執行するにあたっての必要な予算は、年初に予算が確保されており、臨時支出等で予算を超過する場合についても、追加計上による承認を得る体制が整えられています。また、監査等委員会は会計監査人、内部監査部門など内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,234,030	流動負債	1,497,382
現金及び預金	2,162,980	買掛金	23,309
売掛金	862,173	リース債務	1,390
契約資産	116,361	未払金	25,019
製品	298	未払費用	18,577
前払費用	69,890	未払法人税等	155,322
その他	23,008	未払消費税等	88,769
貸倒引当金	△683	預り金	26,873
固定資産	1,076,777	賞与引当金	5,850
有形固定資産	67,240	契約負債	1,151,951
建物	27,403	その他	319
車両運搬具	413	固定負債	24,460
工具、器具及び備品	30,137	リース債務	8,937
リース資産	9,285	資産除去債務	15,522
無形固定資産	106,598		
ソフトウェア	17,955		
ソフトウェア仮勘定のれん	1,313	負債合計	1,521,843
のれん	87,330	(純資産の部)	
投資その他の資産	902,937	株主資本	2,788,963
投資有価証券	372,284	資本金	286,136
出資金	480,000	資本剰余金	261,136
長期前払費用	611	利益剰余金	2,664,462
差入保証金	30,255	自己株式	△422,771
繰延税金資産	19,786	純資産合計	2,788,963
資産合計	4,310,807	負債純資産合計	4,310,807

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（ 自令和6年4月1日 ）
（ 至令和7年3月31日 ）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		3,039,446
売 上 原 価		1,009,715
売 上 総 利 益		2,029,731
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,212,728
営 業 利 益		817,002
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,048	
受 取 手 数 料	17,666	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	43,694	
そ の 他	1,415	63,825
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	252	
為 替 差 損	30	
そ の 他	5	289
経 常 利 益		880,538
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		880,538
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	197,812	
法 人 税 等 調 整 額	△4,297	193,515
当 期 純 利 益		687,022
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		687,022

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（ 自令和6年4月1日 ）
（ 至令和7年3月31日 ）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	286,136	261,136	2,056,536	△422,578	2,181,230
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△79,097		△79,097
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			687,022		687,022
自 己 株 式 の 取 得				△192	△192
当 期 変 動 額 合 計	－	－	607,925	△192	607,733
当 期 末 残 高	286,136	261,136	2,664,462	△422,771	2,788,963

	純資産合計
当 期 首 残 高	2,181,230
当 期 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	△79,097
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	687,022
自 己 株 式 の 取 得	△192
当 期 変 動 額 合 計	607,733
当 期 末 残 高	2,788,963

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 株式会社シャインテック

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 1社
- ・会社等の名称 株式会社エヌ・エフ・ラボラトリーズ

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用しない関連会社（一般社団法人サイバーリサーチコンソーシアム）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) その他有価証券

- ・市場価格のない株式等
主として移動平均法による原価法によっております。

(ロ) 棚卸資産

- ・製品、仕掛品
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

当社及び連結子会社は定率法によっております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～18年
車両運搬具	4年～6年
工具、器具及び備品	3年～6年

(ロ) 無形固定資産

・市場販売目的のソフトウェア

見込販売期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

・自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(ハ) リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

連結子会社の従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(ハ) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。なお、当連結会計年度末における計上額はありません。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(イ) セキュリティ・プロダクト

セキュリティ・プロダクトにおいては、ソフトウェアライセンスの使用許諾、買取型ソフトウェアの販売及び保守サービスの提供を行っております。ソフトウェアライセンスの使用許諾については、ライセンス契約に基づきライセンス使用許諾期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は主として履行義務の充足前の一時点に前もって受領しております。買取型ソフトウェアの販売については顧客の検収が完了した段階で一時点で収益を認識しております。取引の対価は主として履行義務を充足してから概ね3か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。保守サービスについては、保守契約に基づき保守期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は主として履行義務の充足前の一時点に前もって受領しております。

(ロ) セキュリティ・サービス

セキュリティ・サービスにおいては、セキュリティに関する調査、研究、受託開発等を行っております。作業の進捗に伴って顧客に成果が移転するため、当該履行義務の充足に係る進捗度を見積もることにより、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積り方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が短かつ少額なもの及び一時点で履行義務が充足される場合は、サービス提供が完了した時点において収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね3か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(ハ) ソフトウェア開発・テスト

ソフトウェア開発・テストにおいては、ソフトウェアの開発、品質保証等を行っております。履行義務は契約期間にわたり役務を提供することであり、収益は当該履行義務が充足される期間において、契約に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しております。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね2か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内のその効果が発現すると見積もられる期間で均等償却することとしております。なお、株式会社シャインテックののれんの償却期間は10年であります。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 19,786千円
なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来の課税所得に関する収益見通しを含めた様々な予測、仮定に基づいて繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断をしております。

一時差異等加減算前課税所得は、利益計画の前提となった数値を基に、経営環境などの外部要因、当社グループで用いている予算などの内部情報、過去実績などからの計画進捗状況等を考慮し、適宜修正し、見積っております。

将来の課税所得が生じる時期及び金額は、今後の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類における繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 90,599千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 8,190,000株

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 280,378株

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
令和6年6月26日 定時株主総会	普通株式	79,097千円	10円	令和6年 3月31日	令和6年 6月27日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
令和7年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	110,734千円	14円	令和7年 3月31日	令和7年 6月27日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金及び設備投資は、計画に照らして原則として自己資金にてまかなうこととしており、不足が生じる場合は、主に銀行借入にて調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクをヘッジするために利用する可能性があります。投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は非上場株式であり、流動性が乏しいことに加え、発行会社の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、そのほとんどが1か月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(イ) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、「与信管理規程」に従い、営業部門及び経営管理部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を確認するとともに財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券及び出資金については、経営管理部門が定期的に発行会社の財務状況等を把握しております。

(ロ) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき経営管理部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などによりリスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注1）参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
差入保証金	30,255	24,121	△6,133
資産計	30,255	24,121	△6,133

現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等及び預り金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

（注1）市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	300
関係会社株式	371,984
出資金	480,000

非上場株式及び出資金については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,162,980	—	—	—
売掛金	862,173	—	—	—
合計額	3,025,153	—	—	—

差入保証金は回収日が確定していないため、上表には記載しておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	24,121	—	24,121
資産計	—	24,121	—	24,121

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価については、信用リスクが僅少であるため、回収予定額を契約期間に対応する国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

当連結会計年度より、顧客属性の複雑化に伴い、サイバー・セキュリティ事業の販売区分を変更いたしました。

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	サイバー・セキュリティ事業				ソフトウェア 開発・テスト 事業	
	セキュリティ 製品	ナショナル セキュリティ ・サービス	その他 セキュリティ ・サービス	計		
セキュリティ・プロダクト	1,213,880	—	—	1,213,880	—	1,213,880
セキュリティ・サービス	—	944,388	429,711	1,374,100	—	1,374,100
ソフトウェア開発・テスト	—	—	—	—	451,465	451,465
顧客との契約から生じる収益	1,213,880	944,388	429,711	2,587,980	451,465	3,039,446
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	1,213,880	944,388	429,711	2,587,980	451,465	3,039,446

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針に関する事項④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度の当社グループにおける顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は下記のとおりです。

(単位：千円)

	令和7年3月31日	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	653,737	862,173
契約資産	21,821	116,361
契約負債	914,997	1,151,951

契約資産は、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、収益を認識したが、未請求の作業に係る対価に関連するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、使用許諾期間にわたり収益を認識するソフトウェアライセンスの使用許諾契約に関して、履行義務を充足する前に顧客から受け取った前受額に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

契約負債の増減は、履行義務を充足する前に顧客から受け取った前受額の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は386,734千円であります。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益額には重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

(単位：千円)

	1年以内	1年超	合計
当連結会計年度	539,677	612,274	1,151,951

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 352円60銭
(2) 1株当たりの当期純利益 86円86銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,051,110	流動負債	1,465,493
現金及び預金	2,024,255	買掛金	22,462
売掛金	820,216	リース債務	1,390
契約資産	116,361	未払金	24,215
製品	298	未払費用	13,896
前払費用	67,956	未払法人税等	154,643
その他	22,704	未払消費税等	76,868
貸倒引当金	△683	預り金	19,745
固定資産	993,679	契約負債	1,151,951
有形固定資産	66,826	その他	319
建物	27,403	固定負債	24,460
工具、器具及び備品	30,137	リース債務	8,937
リース資産	9,285	資産除去債務	15,522
無形固定資産	19,268	負債合計	1,489,953
ソフトウェア	17,955	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	1,313	株主資本	2,554,835
投資その他の資産	907,583	資本金	286,136
投資有価証券	300	資本剰余金	261,136
出資金	480,000	資本準備金	261,136
関係会社株式	379,262	利益剰余金	2,430,334
長期前払費用	582	利益準備金	7,909
差入保証金	30,105	その他利益剰余金	2,422,424
繰延税金資産	17,332	繰越利益剰余金	2,422,424
		自己株式	△422,771
資産合計	4,044,789	純資産合計	2,554,835
		負債純資産合計	4,044,789

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自令和6年4月1日)
(至令和7年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,587,980
売 上 原 価		644,363
売 上 総 利 益		1,943,617
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,150,518
営 業 利 益		793,099
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	978	
受 取 手 数 料	17,666	
そ の 他	1,415	20,060
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	252	
為 替 差 損	30	
そ の 他	5	289
経 常 利 益		812,870
税 引 前 当 期 純 利 益		812,870
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	189,012	
法 人 税 等 調 整 額	△6,089	182,922
当 期 純 利 益		629,947

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自令和6年4月1日)
(至令和7年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	286,136	261,136	261,136	—	1,879,483	1,879,483	△422,578	2,004,178
当期変動額								
剰余金の 配当					△79,097	△79,097		△79,097
利益準備金の 積立				7,909	△7,909	—		—
当期純利益					629,947	629,947		629,947
自己株式の 取得							△192	△192
当期変動額 合計	—	—	—	7,909	542,940	550,850	△192	550,657
当期末残高	286,136	261,136	261,136	7,909	2,422,424	2,430,334	△422,771	2,554,835

	純資産 合計
当期首残高	2,004,178
当期変動額	
剰余金の 配当	△79,097
利益準備金の 積立	—
当期純利益	629,947
自己株式 の取得	△192
当期変動額 合計	550,657
当期末残高	2,554,835

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。

・その他有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産

・製品、仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～18年

工具、器具及び備品 3年～6年

② 無形固定資産

・市場販売目的のソフトウェア

見込販売期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

・自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。なお、当事業年度末における計上額はありません。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(イ) セキュリティ・プロダクト

セキュリティ・プロダクトにおいては、ソフトウェアライセンスの使用許諾、買取型ソフトウェアの販売及び保守サービスの提供を行っております。ソフトウェアライセンスの使用許諾については、ライセンス契約に基づきライセンス使用許諾期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は主として履行義務の充足前の一時点に前もって受領しております。買取型ソフトウェアの販売については顧客の検収が完了した段階で一時点で収益を認識しております。取引の対価は主として履行義務を充足してから概ね3か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。保守サービスについては、保守契約に基づき保守期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は主として履行義務の充足前の一時点に前もって受領しております。

(ロ) セキュリティ・サービス

セキュリティ・サービスにおいては、セキュリティに関する調査、研究、受託開発等を行っております。作業の進捗に伴って顧客に成果が移転するため、当該履行義務の充足に係る進捗度を見積もることにより、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積り方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が短かつ少額なもの及び一時点で履行義務が充足される場合は、サービス提供が完了した時点において収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね3か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 17,332千円

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来の課税所得に関する収益見通しを含めた様々な予測、仮定に基づいて繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断をしております。

一時差異等加減算前課税所得は、利益計画の前提となった数値を基に、経営環境などの外部要因、当社で用いている予算などの内部情報、過去実績などからの計画進捗状況等を考慮し、適宜修正し、見積っております。

将来の課税所得が生じる時期及び金額は、今後の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類における繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	79,950千円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	219,504千円
短期金銭債務	4,665千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	776,133千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	280,378株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	10,668千円
未払事業所税	701千円
一括償却資産	1,481千円
減価償却超過額	609千円
資産除去債務	4,892千円
貸倒引当金	209千円
貸倒損失否認	478千円
収益認識基準適用による利益剰余金の修正	2,229千円
繰延税金資産合計	21,271千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△3,939千円
繰延税金負債合計	△3,939千円
繰延税金資産の純額	17,332千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.02%
住民税均等割	0.10%
法人税等の特別控除	△6.93%
評価性引当額の増減	△0.54%
その他	△0.77%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>22.50%</u>

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が課されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、翌事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、従来の30.62%から31.52%に変動いたします。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有(非所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	一般社団法人サイバーリサーチコンソーシアム	-	役員 の 兼任	出資の引受 (注)	430,000	出資金	480,000
				役務提供、 ソフトウェアの 販売 (注)	623,485	売掛金	175,619

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社は、一般社団法人サイバーリサーチコンソーシアムからの出資の引受をしております。また、同社に対して役務提供、ソフトウェアの販売を行っております。

これらの取引は、利益相反取引のため、取締役会の承認に基づき決定をしております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

連結注記表「7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針に関する事項④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

連結注記表「7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額

323円00銭

(2) 1株当たりの当期純利益

79円64銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和7年5月22日

株式会社F F R Iセキュリティ

取締役会 御中

アスカ監査法人

東京都港区

指 定 社 員	公認会計士	坂 井	義 和
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	石 渡	裕 一 朗
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社F F R Iセキュリティの令和6年4月1日から令和7年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社F F R Iセキュリティ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和7年5月22日

株式会社FFRIセキュリティ

取締役会 御中

アスカ監査法人

東京都港区

指 定 社 員	公認会計士	坂 井	義 和
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	石 渡	裕 一 朗
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社FFRIセキュリティの令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年5月22日

株式会社 F F R I セキュリティ 監査等委員会

監 査 等 委 員	平 山 孝 雄	㊟
監 査 等 委 員	松 本 勉	㊟
監 査 等 委 員	山 口 功 作	㊟
監 査 等 委 員	中 山 泰 秀	㊟

(注) 監査等委員平山孝雄、松本勉、山口功作及び中山泰秀は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の経営環境等を総合的に勘案いたしまして、下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金14円

その総額 110,734,708円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和7年6月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の指摘事項はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	う かい ゆう し 鵜飼裕司 (昭和48年2月17日生) (再任)	平成12年4月 イーストマンコダックジャパン株式会社 入社 平成15年3月 eEye Digital Security社(現Beyond Trust社) 入社 平成19年7月 当社設立 取締役副社長最高技術責任者 平成21年3月 代表取締役社長(現任)	1,942,000株
	(取締役会の出席回数) 14回/14回 (取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由) 当社の創業者であり、サイバー・セキュリティに対する深い知識と経験及び実績を有しており、当社の代表取締役として強いリーダーシップを発揮し、企業価値向上において重要な役割を果たしております。以上より、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
2	かな い りょう し 金居良治 (昭和50年1月17日生) (再任)	平成16年10月 eEye Digital Security社(現Beyond Trust社) 入社 平成19年7月 当社設立 取締役技術担当 平成21年3月 取締役最高技術責任者 平成30年6月 専務取締役最高技術責任者(現任) 令和5年10月 ナショナル・セキュリティ事業本部長(現任)	1,441,600株
	(取締役会の出席回数) 14回/14回 (取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由) 当社の創業者であり、サイバー・セキュリティに対する深い知識と経験及び実績を有しており、当社の専務取締役最高技術責任者として技術面で重要な役割を果たしております。このような経験と実績は引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	たなか しげき 田中重樹 (昭和43年1月13日生) (再任)	平成16年6月 バリオセキュア・ネットワークス株式会社(現 バリオセキュア株式会社) 入社 平成20年12月 当社入社 管理部長 平成21年4月 経営管理本部長 平成21年6月 取締役最高財務責任者 平成30年6月 常務取締役最高財務責任者(現任) 令和4年4月 経営管理本部長(現任)	170,000株
<p>(取締役会の出席回数) 14回/14回</p> <p>(取締役(監査等委員である取締役を除く。))候補者とした理由)</p> <p>これまで当社の常務取締役最高財務責任者として管理部門全体のマネジメントを担当し、コーポレート・ガバナンスを中心に重要な役割を果たしております。このような経験と実績は引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
4	かわはら いちろう 川原一郎 (昭和45年3月18日生) (再任)	平成10年4月 株式会社システムプロ(現株式会社システナ) 入社 平成19年7月 インフォサイエンス株式会社 入社 平成24年3月 当社入社 技術戦略室 シニア・マネージャー 平成26年4月 執行役員 事業推進本部長 平成30年6月 取締役 事業推進本部長 令和4年4月 取締役 事業開発本部長(現任) 令和5年10月 事業開発及びyarai事業担当(現任)	3,600株
<p>(取締役会の出席回数) 14回/14回</p> <p>(取締役(監査等委員である取締役を除く。))候補者とした理由)</p> <p>これまで当社の取締役事業開発本部長として事業開発部門全体のマネジメントを担当し、重要な役割を果たしております。このような経験と実績は引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	うめ はし かず み 梅 橋 一 充 (昭和55年2月19日生) (再任)	平成13年4月 富士インフォックス・ネット株式会社 入社 平成18年4月 ソーバル株式会社 入社 平成20年4月 当社入社 平成24年4月 執行役員 プロダクト開発第二部長 平成30年6月 取締役 製品開発本部長 令和4年4月 取締役 技術本部長 令和5年4月 取締役 yarai開発本部長 令和5年10月 取締役 製品開発本部長 (現任)	2,000株
<p>(取締役会の出席回数) 14回/14回</p> <p>(取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由)</p> <p>これまで当社の取締役製品開発本部長として技術部門全体のマネジメントを担当し、重要な役割を果たしております。このような経験と実績は引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することとなる損害賠償請求金及び争訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしています(ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令等に違反することを認識しながら行った行為などを除く)。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 鶴飼裕司氏の所有株式数には、令和3年3月16日付で締結した管理信託契約に伴い株式会社SMBC信託銀行が保有している株式数(令和7年3月31日現在600,000株)を含めて表記しております。
4. 金居良治氏の所有株式数には、令和4年6月30日付で締結した管理信託契約に伴い株式会社SMBC信託銀行が保有している株式数(令和7年3月31日現在600,000株)を含めて表記しております。

(ご参考)

株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	企業経営	サイバー防衛	公共ビジネス	技術・研究開発	営業・マーケティング	財務・ファイナンス	人事労務・総務法務	コーポレートガバナンス
鵜飼 裕司	●	●	●	●	●			●
金居 良治		●		●				
田中 重樹						●	●	●
川原 一郎					●			
梅橋 一充				●				
平山 孝雄		●						
松本 勉				●				
山口 功作	●		●					●
中山 泰秀	●	●	●					●

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるアスカ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の決定に基づいております。

また、監査等委員会がUHY東京監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の独立性、専門性、品質管理体制、監査の実施状況及び監査報酬などを総合的に勘案した結果、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(令和7年3月31日現在)

名称	UHY東京監査法人
事務所所在地	主たる事務所 東京都品川区上大崎三丁目1番1号 JR東急目黒ビル4階 その他事務所 名古屋
沿革	昭和59年4月 サンエー監査法人設立 平成23年2月 UHY Internationalのメンバーファームとなる 平成23年6月 名称をUHY東京監査法人に変更
概要	資本金 67,000千円 構成員 社員(代表社員含む) 11名 職員 37名 その他 4名 合計 52名
海外提携先	UHY International 本部：イギリス(ロンドン)

以上

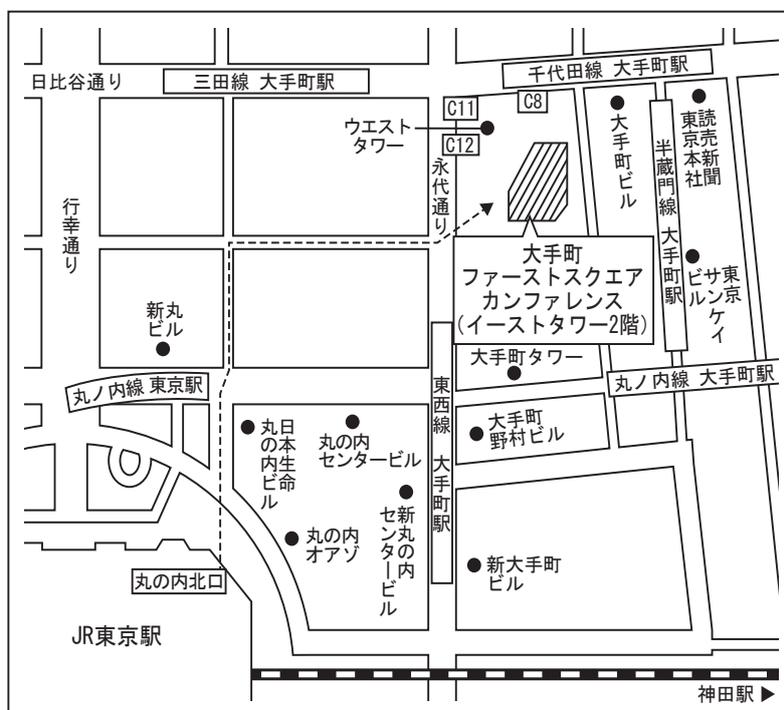
株主総会会場ご案内図

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

大手町ファーストスクエアカンファレンス

イーストタワー2階 Room Aが会場です。

会場ビルは、セキュリティ強化のため、エレベーターホール入口にゲートが設置されております。お越しになる際には、セキュリティカードが必要となります。お手数ですが、1階エントランス内のカンファレンス専用受付にてお受取りになり、ご来場ください。



最寄駅

J R 東京駅丸の内北口 徒歩4分

地下鉄 (東京メトロ丸の内線/東西線/千代田線/半蔵門線/都営地下鉄三田線)

大手町駅C8・C11・C12出口 徒歩1分

◎お体が不自由なまたは障がいのある株主様へ

車椅子の方がご利用いただけるお手洗いは1階または地下1階にごございますので、事前にお済ませのうえお越しくください。